

恵庭市立恵み野小学校 いじめ防止基本方針

令和8年 4月1日改訂

1 恵庭市立恵み野小学校「いじめ防止基本方針」策定の目的

本方針は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりに向け、市教育委員会・家庭・関係者との連携のもと、いじめ防止対策推進法や条例の趣旨及び国・道・恵庭市のいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止、早期発見、早期対応のため、教育活動全般を通じた対策の組織的かつ効果的な推進の拠り所として策定する。

【いじめ防止対策推進法 第2条（定義）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【北海道いじめの防止等に関する条例 第2条（定義）】

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係^{※1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等を指す。

※2 身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを指す。

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るという認識
- (2) いじめを受けた児童（以下「被害児童」）を徹底的に守る姿勢（被害児ファースト）
被害児童にも何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- (3) いじめた児童（以下「加害児童」）の成長を支援する観点
人間関係を修復していく力、自立的に粘り強く、たくましく生きていく力を育む観点をもつ。
- (4) 予防と早期発見（早期認知）
- (5) 保護者との信頼関係に基づく協働的な解決
- (6) 組織的・継続的な対応

3 いじめの認知・解消についての考え方

(1) いじめとして認知する場合

- ① 下表のような行為を担任及び教職員が目撃し、明らかに被害を受けている児童がいたとき

ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
イ	仲間はずれ、集団による無視をされる
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
オ	金品をたかられる
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
ク	パソコンや携帯電話等で、誹謗（ひぼう）中傷や嫌なことをされる
ケ	その他、心身に苦痛を感じ、いじめに該当すると思われる行為

- ② いじめの問題に係る調査において、いじめられたことがある、見たことがあるとの回答や連絡帳等による保護者からの訴え、地域住民からの情報提供など、いじめが疑われる情報を入手し、関係児童や保護者等から聞き取りを行った結果、
- 今もなお継続している
 - 被害児童や保護者から解消に向けた訴えがある（学校の対応に満足していない）
- と「恵み野小学校生徒指導対策委員会（以下「対策委員会）」が判断したとき
- ③ その他、いじめが疑われる場合や問題行動等について、校長が判断したとき

【いじめの認知に当たっての留意事項】

- ア 本人が否定する場合があることに配慮するなど、いじめに当たるか否かは、表面的・形式的な判断ではなく、被害児童や周辺の状態等を踏まえ、客観的に判断する。
- イ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。特に、日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくないことから、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ウ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- エ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、指導なく再び関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟に対処する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、校内いじめ対策委員会で情報共有して対応する。
- オ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗（ひぼう）中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- カ 聞き取りや指導の結果、いじめが解消しており、保護者も納得している場合についても、以降の推移を注視する。
- キ いじめとは判断しづらい訴えに対しては、幅広く情報を集め、訴えに至った経緯等を確実に分析し、継続的な行動観察に基づき、対策委員会で検討し校長が判断する。
- ク 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境形成の観点から、例えば、性的マイノリティ、多様な背景を持つ児童、大きな自然震災等により被災又は原子力発電所事故等により避難している児童等、学校として特に配慮が必要な場合は、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。
- ケ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、管理職及び指導部は学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する。
- コ 嫌がらせなどの暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

「疑わしきは報告・相談」、「抱え込みの禁止」の徹底

(2) いじめの解消の判断基準

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
※ ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は対策委員会の判断で、より長期の期間を設定し、教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、
ア 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと
イ 被害児童及びその保護者に対し、面談等により心身の苦痛が無いことが確認できること

(3) いじめの解消までの学校のスタンス

- ① 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有すること。
- ② 対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すること。
- ③ いじめの解消の判断に当たっては、学校や保護者のほか、対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めて判断すること。
- ④ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、すべての教職員は児童を日常的に注意深く観察すること。

4 いじめに対する対応の方針と具体的な手立て

(1) 教育活動全般を通じた取組の推進

- ① 「いじめはいけない」という意識が行動につながるよう、道徳や毎月の生活目標の設定などを通して、「きもちのよいあいさつをする」「相手の話を丁寧に聴く」、「相手を傷つけない言葉を使う」など、すべての教育活動を通じて、道徳心や望ましい行動様式を身につけさせる。
- ② 授業における対話や様々な体験活動を通して、対人関係のトラブルなどのストレスの解消、精神的に落ち込んだ場合も、自分の心と折り合いをつけて前を向こうとする、いわゆる「レジリエント(弾力性や柔軟性、回復力のある)」な心の持ち方などの自己防衛の方策を身につけさせる。
- ③ 児童会活動など、児童が当事者意識をもっていじめ問題を考え、議論する場を設ける。
- ④ インターネットやメール等によるいじめやトラブルを防ぐため、児童への情報モラル教育の徹底や教職員、保護者への啓発を行う。
- ⑤ ホームページ、学校だより、懇談会等を通じ、いじめ防止に係る意識啓発や学校の取組等に関する情報を積極的に公開し、保護者との信頼関係を構築する。
- ⑥ 年2回のアンケートをはじめ、日常的な見取りや個別の面談など、あらゆる手段で児童の状況を把握し、教職員間で定期的に情報を共有する。
- ⑦ 「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「被災児童」等、特に配慮が必要な児童は、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

(2) 組織的な対応（対策委員会の設置）

いじめ対策は総括組織として「学校いじめ対策組織」（以下、「対策委員会」）を設置する。対策委員会は、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開

かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

また、体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

心理的安全性：組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態

- ① 目的 いじめの予防、早期発見、迅速かつ実効的な対応を組織的に進めるために設置する。
- ② 構成員 校長、教頭、指導部、教務部、当該学年担任（必要に応じて、養護教諭、SC、SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家等）
（委員長：教頭、副委員長：指導部長）

③ 委員会の開催と役割

ア 定期委員会 ～ 年度初め、年度末の年2回程度開催する。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 迅速な情報共有、関係児童に対する聴き取り調査等による事実関係の把握と判断を行う。
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・ いじめの防止等に係る校内研修を企画、実施する。
- ・ 学校基本方針が適切に機能しているかについて点検、見直しを行う。
- ・ 児童や保護者、地域住民に対して、学校基本方針の理解を深める取組を行う

イ 臨時委員会 ～ いじめやいじめの疑いがある事案、問題行動などの報告があった場合、直ちに委員長若しくは副委員長が招集する。

- ・ 報告について多角的に情報を収集し、いじめの有無を分析する（認知の最終判断は校長）。
 - ・ 事案の解決策を協議・決定し、いじめ解消に至るまでの取組の進捗を管理する。
 - a 被害児童に対する支援
 - b 加害児童に対する指導
 - c 保護者との連携
 - d SC、SSW等、関係機関との連携・連絡調整
 - e これらの役割分担や完了期限
 - ・ 会議録及び児童の情報等の協議内容は指導部が個別に整理し、記録する。
- ※ 事案の重大性を勘案し、参集する構成員や役割分担などを機動的に運用する。

(3) いじめの未然防止及び早期発見・早期対応

① 「居場所づくり」と「絆づくり」を核とした学校づくり

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進する。

「発達支持的生徒指導」：特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。
（参考 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省））

ア 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、個性を尊重し、人間味ある、温かな指導を心がける。

- イ 日頃から児童一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童へのあいさつ、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ウ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- エ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- オ 児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組や児童が自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- カ 教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- キ 家庭や地域と連携し、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- ク 児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- ケ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を充実する。
- コ 学級会や児童会活動において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- サ インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努める。
- シ インターネットを通じて行われるいじめに対し、迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- ス 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- セ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

② レジリエントな心の育成

- ア 達成感を味わう、小さな失敗を克服するなどを経験できる多様な体験活動を設ける。
- イ 授業において合意形成や葛藤などを経験させる小グループ活動の時間を積極的に設ける。
- ウ 振り返りにおける自己開示やフィードバックを丁寧に扱う。

【大切にしたい心の持ち方】

- a 一人ひとり価値観が異なり、違って当たり前であること
- b 集団で生活する以上、対人関係のトラブルは必ず発生すること
- c 双方の考えを尊重し、理解に努めることが初めの一歩であること
- d トラブルで心が落ち込んだときのストレスの解消法を見つけること
- e 心が落ち着いたら、前を向いて進むこと

③ 校内連携体制の充実

- ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、担任や養護教諭をはじめ、全教職員で小さなサインを見逃さず、日常的に情報交換を行う。
- イ 管理職はこうしたことが容易な職員室の雰囲気づくりに努める。
- ウ 教職員一人一人が当事者意識をもてるよう、可能な限り情報を共有する。
- エ ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

④ アンケート調査・面談等の実施や関係機関との連携

- ア 日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童への定期的なアンケート調査・個人面談等の実施によって、いじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- イ SC、SSW等、関係機関をはじめ、地域の関係団体との連携、協力体制を整える。

⑤ 保護者との信頼関係づくり

- ア 連絡帳や電話など日常的なつながりをはじめ、参観日や個人懇談週間等を活用し、保護者のニーズをくみ取った対応を心がけ、信頼関係づくりに努める。
- イ PTAと本方針について議論する場を設けるなど、いじめに対する意識を高める。

⑥ 学校運営の改善

- ア 管理職は、教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようにするため、事務機能の効率化を進める。
- イ 管理職は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

⑦ 保護者・地域への働きかけ

- ア 保護者には、法や条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれていることを周知する。
- ・ その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めること。
 - ・ その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努めること。
 - ・ インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童の発達の段階に応じ、その保護する児童について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得に努めること。
その際、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意すること。
 - ・ 日頃から、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めること。
 - ・ いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めること。
 - ・ その保護する児童がいじめを受けている場合、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応すること。
 - ・ その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、見守り支えること。
- イ 地域においては、次の取組を進めることが望まれることを周知する。
- ・ 日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等が連携する既存の組織等を活用するなどして提供すること。
 - ・ 児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整えること。

- ・ 地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めること。
- ・ 児童に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進めること。
- ・ 児童がいじめを受けている、又はいじめを行っている疑いを感じた場合、当該児童の在籍学校や保護者、相談機関等に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。
- ・ 中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- ・ 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

(4) 対策委員会における役割分担に基づく初期対応

① 事実確認・情報収集

- ア 関係児童及び保護者からの聞き取りを迅速に行い、情報を共有する。
- イ 該当児童への声かけや観察、指導、援助を行う。
- ウ 進捗状況については、適宜、保護者へ丁寧に説明する。

② 認知案件への対応

- ア 被害児童の安全確保を最優先に対応し、継続的に支援する。
- イ 加害児童への指導と援助を丁寧に行う。
- ウ 保護者との緊密な連携と、場合によっては関係機関との連携を図る。

③ 事実はあるものの、双方がいじめと認めない場合など、疑わしい案件への対応

- ア 具体的な行為を取り上げて指導する。
- イ 行為の意味や影響、危険性等について、双方に丁寧に説明する。
- ウ 継続的な観察と双方への支援を続ける。

④ 関係機関との連携

案件によって、教育委員会、少年育成センター、子ども家庭課、児童相談所、民生児童委員等との連携を図りながら、専門的な角度からの対応に向けた体制づくりを行う。

(5) 被害児童とその保護者への対応

【被害児童】

- ① 「あなたを絶対を守る」という姿勢を示し、「あなたのせいではない」というメッセージを送り続け、状況に応じSC、SSW、関係機関等と連携しながら支援する。
- ② 本人の気持ちに寄り添い、何をしてほしいのか耳を傾け、それを踏まえて支援する。

【保護者】

- ③ 保護者との連絡を絶やさずに行い、「絶対を守る」という姿勢で親身になって解消に努め、信頼関係を構築する。
 - ア 訴えや怒りを共感的に受け止めること
 - イ 事実関係を正確に説明すること
 - ウ 指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝えること
 - エ 保護者・家庭と連携して解決に向かうため、協力を依頼すること
 - オ 対策後の学校での様子等について、定期的に連絡すること
- ④ 時間をかけて十分に話を聞き、その後、児童が不安なく学校生活を送るために何を必要があるのかを一緒に考える。

(6) 加害児童とその保護者への対応

【加害児童】

- ① 保護者と情報を共有しながら粘り強く指導し、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

- ② 相手がどれほど傷つくかを理解させるため、毅然とした態度で指導する。ただし、当該児童の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、望ましい人間関係を構築することができるよう配慮する。

【保護者】

- ③ 保護者も交えて、二度といじめをしないために何をする必要があるかを一緒に考える。
- ④ 叱責するだけでなく、いじめをした本人の心に寄り添うことを依頼し、適切な対応を行えるように協力を求めるとともに、保護者に対しても継続的な助言を行う。
- ⑤ 家庭でできることを明確にし、双方の保護者を交えて話し合う場をもつなど、解決に向けた協力を要請する。
- ⑥ 対策後の学校での当該児童の様子等について、定期的に連絡する。

(7) 観衆となった児童への対応

- ① 「観衆」となっていた児童に対しては、はやし立てたり面白がったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 「傍観者」となっていた児童生徒に対しては、いじめを目撃した場合は勇気を持ってすぐに誰かに知らせることなどを指導する。

(8) 保護者への積極的な情報公開

- ① 学校としての方針の説明
 - ア 学校は、いじめについて保護者や地域住民から理解・協力を得るために、PTAの会合や地域の関係団体等との協議の場など様々な機会を活用して、学校の考え方を丁寧に説明する。
 - イ いじめ撲滅に向けた方針等について、PTA総会や学校だより、ホームページ、家庭訪問、懇談会、学校評議委員会等様々な場面を活用し、理解を得る。
 - ウ 児童生徒の健やかな成長には、家庭教育の充実や保護者、社会全体で温かい見守り・支援が大切であることを説明し、協力を求める。
 - エ 子育てに悩んでいる保護者に対して、関係機関等と連携を図りながら、子育てについての学習機会や情報提供を充実する。
 - オ アンケート結果等を積極的に公開する。

5 重大事案への対応

(1) 重大事案の意味（法第28条）

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合、その旨を直ちに教育委員会へ報告する。
- ② 学校は、市の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。
- ③ いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申立てがあった際は、重大事態が発生したものとして取り扱う。
- ④ いじめを受けた児童や保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、いじめを受けた児童や保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

- ⑤ 法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づいて実施する。

(3) 重大事態の調査

- ① 調査は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合があり、その判断は教育委員会が行う。
- ※ 従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
- ※ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るもの。
- ② 学校が主体となつて行う調査は、教育委員会から必要な指導と適切な支援を得て行う。
- ③ 調査が迅速かつ適正に実施できるよう道の調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを参考にする。

(4) 恵庭市いじめ問題調査委員会の設置

- ① 重大事態の調査について、適切な方法により事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、附属機関として恵庭市いじめ問題調査委員会（以下、「いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。いじめ問題調査委員会は、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により組織され、調査の公平性や中立性を確保するように調査を行う。
- ② 学校の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係する児童や保護者が納得していると教育委員会が判断するときは、改めていじめ問題調査委員会による調査を行わない場合がある。ただし、必要に応じていじめ問題調査委員会が教育委員会および学校の対応の検証や、再発防止策の策定を行う。
- ③ 児童の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となつて取り組むための協議・調整を行う。
- ④ いじめ問題調査委員会の調査結果については、教育委員会より市長に報告する。
- ※ 調査により明らかになった事実関係や再発防止策に関する情報提供及び説明を踏まえ、いじめを受けた児童又はその保護者より申し出があった場合、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

(5) 調査の内容

- ① 重大事態の調査は、重大事態に至る要因となつた
- ・ いじめ行為が、
 - ・ いつ（いつ頃から）
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような態様であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 学校や教職員がどのように対応したか

等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、学校はいじめ調査委員会の求めに応じ、積極的に資料を提供する。

- ② いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、他の児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。調査実施にあたっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることが最優先される必要がある。

- ③ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、その保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者と今後の調査について協議し、調査を実施する。

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

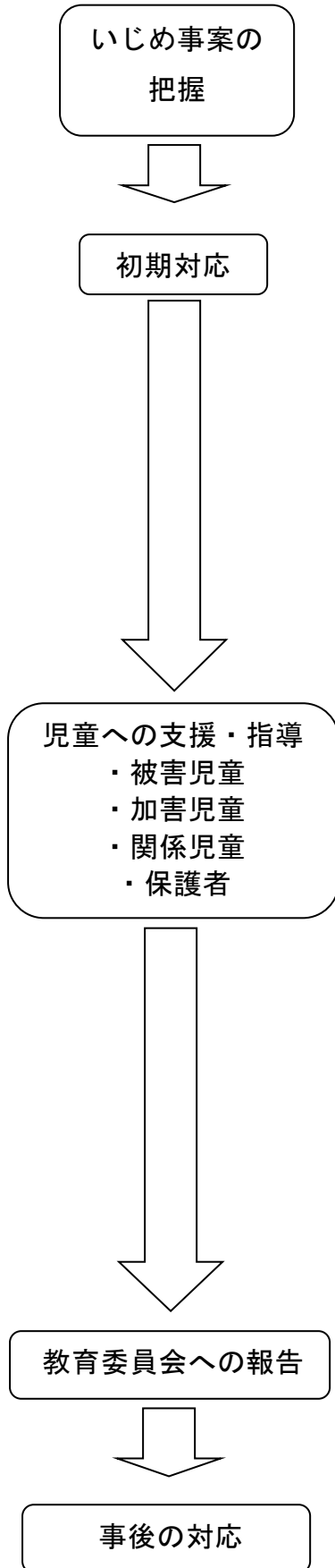
(7) その他の留意事項

- ① 学校及び教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 学校評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付ける。
- (2) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有、組織的な対応等についての評価を行う。
- (3) 評価結果を踏まえ、PDCAサイクルで学校運営改善に取り組む。

＝いじめ把握時からの対応の流れ＝



1 いじめ事案の把握

- (1) 本人・保護者・他の児童からの訴え
- (2) いじめアンケート調査
- (3) 教職員の日常観察
- (4) 市教委等の関係機関からの情報
- (5) 地域からの情報等

2 初期対応

- (1) 訴え・情報に係る事実確認
担任 → 学年主任 → 生徒指導部 → 教頭・校長
- (2) 対策委員会の招集
 - 情報の共有
 - 役割分担
 - ・ 関係児童等への聞き取り
 - ・ 聞き取り内容等について、時系列による記録
 - ・ 当面の関係児童への支援・指導
 - ・ 保護者対応の窓口
 - ・ 外部機関との窓口 ※ 場合によっては報道対応も
 - 教頭は、教育委員会へ一報し、案件の程度に応じて、必要な助言を求める。
- (3) 案件や当面の役割などについて教職員と情報共有

3 児童への支援・指導 ～ 継続的かつ不断の改善

- (1) 対策委員会の開催
 - 解決に向けた対応策の検討・決定と役割分担
 - ・ 被害児童への支援（心のケアを含む）
 - ・ 加害児童への指導
 - ・ 傍観者等関係児童への指導
 - ・ 被害児童に配慮した全校、学年・学級への指導
 - ・ 被害児童保護者への対応
 - ・ 加害児童保護者への対応
 - ・ 教育委員会等関係機関との連携
- (2) 保護者への対応
 - 被害児童の保護者に対して、事実経過及び心のケアを含めた今後の対応策について説明し、理解を得る。
 - 加害児童の保護者に対して、事実及び初期指導の内容等を説明し、被害者への謝罪、再発防止に向けた今後の対応策について理解と協力を求める。
- (3) 計画の微調整と実行
 - 保護者への説明結果を踏まえ対応策を微調整する。
 - 役割分担をもとに対応策を実行する。

4 教育委員会への報告

- (1) 詳細な事実及び対応等の状況報告（二次報告）をする。
- (2) 被害児童等への心のケアに関わる指導・助言を受ける。
- (3) 再発防止に向けた指導・助言を受ける。

5 事後の対応

- (1) 全教職員に今後の対応を含め共通理解を図る。
- (2) 再発及び新規のいじめ発生を防止する体制強化の確認。
- (3) 必要に応じて関係機関との継続的な連携を図る。
- (4) 事例として記録化し、教職員の研修に生かしていく。